

「高齢者世帯等冬期除雪サービス事業」の移管について

1. 移管理由：恵庭市社会福祉協議会は、平成25年度に10事業、平成26年度に1事業、市から事業移管を受け、現在8つの事業を地域福祉事業補助金により実施しているところです。除雪サービス事業においては、既存の事業であるボランティア除雪等により蓄積されたノウハウやネットワークを活用し円滑で地域の実情にあった除雪事業者とのマッチングが行えるという利点や、生活支援コーディネーターが配置されていることから利用者にとっては、除雪以外の困りごとなどの支援の輪が広がることも期待できます。以上のことから令和3年度に移管する予定で、恵庭市社会福祉協議会と調整しているところです。

なお、近隣市では、札幌市、江別市、千歳市が、冬期除雪サービス事業を社会福祉協議会で実施しています。

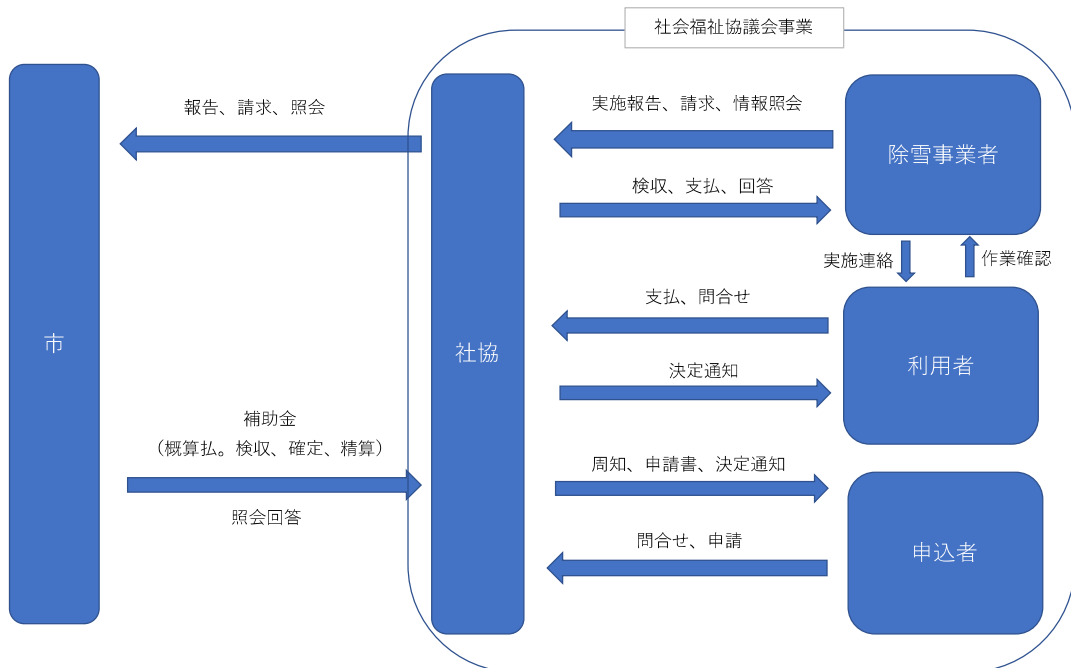
2. 事業内容：事業の内容は以下のとおりです。

[対象等] 自力除雪が困難で近くに除雪の援護者がいないひとり暮らし高齢者や障害者等の世帯を対象に、11月～翌3月の5ヶ月間、市の道路除雪が出勤する程度の降雪(10cm程度)があった場合、玄関先から道路まで1.0m幅(車庫前2.5m幅)で除雪。

[委託先] 町内会、NPO、任意団体、事業者(R2は25団体、約410世帯、延べ回数約7000回)

[自己負担] 生活保護受給世帯は無料、市民税非課税世帯は5,000円、市民税課税世帯は10,000円 ※全て1シーズン(11/1～翌3/31)の料金。自己負担はR2年度に導入

3. 事業体制：事業体制は下図のとおりです。



4. 費用：地域福祉事業補助金として8,572,000円を予算要求

